

令和2年度第1回高知県農業経営・生産対策等に関する第三者委員会議事概要

- 1 開催日時 令和2年10月21日(水) 14:00~17:00
開催場所 高知共済会館3階中会議室「藤」
出席者 委員4名(玉里委員長、濱口委員、吉武委員、常光委員)
- 2 議事内容 (1) 産地パワーアップ事業について
(2) 強い農業・担い手づくり総合支援交付金について
(3) 多面的機能支払交付金について
(4) 中山間地域等直接支払交付金について
- 3 議事概要 ※■委員の質問・意見 □事務局の回答
(1) 産地パワーアップ事業について (2) 強い農業・担い手づくり総合支援交付金について
■四万十次世代団地の雇用者の方は地元の者か。雇用目標は達成しているのか。
□地元中心の雇用を確保。中には隣町からの通勤者も含まれている。(次世代団地の整備の)冒頭想定した人数は確保している。雇用者の中には定年退職された方がいるが、今年は新型コロナウイルス感染症の影響により研修生の派遣が延長されたことにより、人手不足に苦労している。
■産地パワーアップ事業の実績見込値が令和元年度よりも減少しているのは第2期計画が立てられず、事業を活用できないことが理由か。
□その通り。事業を活用できるのは第2期計画を策定できた香美市にら、香南市にら、須崎市みょうが及び四万十町にらの4計画のみ。第2期計画を策定するためには、第1期計画で策定した成果目標の更なる1割の上乗せを行う必要があるが、第1期計画の達成状況の良くない産地及び目標を上回っている産地いずれにおいても、達成困難な目標を設定することになるため、第2期計画を設定することができない。
第1期計画と異なる目標を設定すれば第2期計画を策定することも可能だが、労働時間を確認する必要があるなど、農業者に手間がかかる内容で設定しないといけないことから第2期計画の策定が困難な状況。
■国費の活用が見込まれないということは県内の次世代型ハウスの整備は県単事業に依存するということか。
□ハウス整備については、国費の他、県単の園芸用ハウス整備事業を活用している。ただし、国費では耐風速性能の高いハウスが要件となることや、近年ではハウスの天窓の開け閉めや温湿度管理を自動化する機械類の整備が一体的に行われていることから、整備費が割高となっている。須崎市では2年に1度まとまった人数で、統一した仕様のハウス整備を行う取組が行われているが、このようなスケールメリットを活かした整備を行うことが事業費の低減に有効と考える。
産地パワーアップ事業では、第2期計画の設定で苦労しているが、知恵を出して成果目標の視点を変えた計画を立てる支援を行っていきたい。
■言葉尻を捕らえるようで申し訳ないが、知恵を出すというのは具体的にどのようにするのか。
□産地パワーアップ事業の目標は大きく分けると「販売アップ」と「コストダウン」の2種類に分けられる。第1期では「販売アップ」の目標を設定している。
近年、ハウスにおける各種管理を自動化する機器が導入されていることは先ほど述べたが、これらの機器により生産コストの低減に係る目標を設定できないか検討している。産地の実情を踏まえ、産地と相談しながら第2期計画策定に向けた準備を進めている。
■環境制御機器の普及率が53%とあったが、これは施設園芸全体に対する割合か。ハウス以外の農地は割合に入っているのか。
□施設栽培における野菜主要7品目の普及率。資料1のピラミッド階層で言うと下3段のハウスへの普及率を示している。

環境制御機器とは、ハウス内の温度・湿度・炭酸ガス濃度などの施設内の環境条件をコントロールする機器。

夏場に栽培を行う夏秋栽培では、ハウスの側窓を昼間開放している。このような状態のハウス内に炭酸ガスを投与しても効果は得にくいいため、冬春栽培のハウスを中心に導入している。

■昨年度の導入率は約5割くらいと見受けられるが、今年度の普及率が伸び悩んでいる理由は。

□新たな機器類の投資や操作に関する不安、収量増加の効果が得られるものの、増収に対応できる労働力の確保に係る不安が、二の足を踏ませている。後継者がいないため投資に前向きではない方もいる。

■それらの課題を解決するための支援は。

□例えば、投資に係る不安の取り除くため、令和元年度から45歳未満の認定農業者又は青年農業士に認定された農業者が国費事業を活用してハウスを整備した場合、事業費の1割を県費で支援する「若者加算」を始めた。若い人に今後20～30年ハウスを有効活用してもらいたい。

■リースの更新や更新のタイミングはいずれやってくる。更新に係る支援はどう考えているか。

□例えばハウスの耐用年数は14年であるが、実際は20～30年使用することが可能。機械類の耐用年数は7年。

更新では補助事業での支援ができないため、基本的には減価償却の内部留保での対応となる。補助事業を活用して環境制御機器類等を導入された場合は、その間に内部留保をいただき、経営者として先を見据えた経営管理を行うことができるように助言指導する必要がある。

ただ、新しい機器、より高度な機器類の導入は、補助事業の活用が可能のため、県としても積極的な補助事業での支援を推進する。

(3) 多面的機能支払制度について

■活動組織の構成員について、農業者以外で「その他」が多いが、具体的に何が当たるか。

□消防団や老人会など地元の団体が多い。ほかに集落活動センターなども少数ではあるが該当する。

■幡多地域で多面的機能支払の活動が特に盛んな理由は何か。

□施設園芸主体の他の地域に比べ水稻などの品目が中心であり、基盤整備が進んでいることや集落営農が盛んに行われ地域全体で農地を守る意識が高いことなどが、面積カバー率の高さに繋がっていると考えられる。

■頻繁な制度改正による事務の煩雑化が、活動の継続を難しくしている原因の一つと考えられるが、これに関して改善の要望は行っているか。

□以前より、担当者会などを通じて県から国へ事務レベルで話をしている。本年度は他県と連携して様式の見直しを政策提言した。

■活動の継続が難しい主な理由として、高齢化や後継者不足など毎年同じものが挙がっているが、解決に向けて活動組織にどういった提案を行っているか。

□例年全国会議の場で県外の事例も収集しながら、それぞれの地域に合った解決策を提案している。

■令和元年度に活動継続が難しくなった活動組織に対し、今後管理するのが困難な農用地を対象から外し、管理可能な農用地のみを守ることを提案をしたとあるが、外した農用地は耕作放棄されていくのか。

□この農用地に関しては、交付金の対象外となっても地区の協力などにより耕作は続けていくとのこと。多面より少額だが事務負担の少ない独自の事業を行っている市町村もあり、そちらに取組むといった話も聞いている。

■返還金の金額は例年と比べてどうであったか。また、返還金を減らすために行っている取り組みはあるか。

□返還金は今年度を含め例年1千万円程度であるが、昨年度は活動最終年度の組織が多く2千万円程度となった。返還金の発生する理由としては、①公道敷設などによる用地買収、②住宅建設などによる農地転用、③不要額の返還などがある。①についてはやむを得ないが、②については私的な理由による活動期間中の転用は避けるよう指導している。③につ

いては活動最終年度を迎える組織数に比例して多くなるため、適正な予算執行により不要額の発生を抑制するよう指導している。

■事務が煩雑であるため、事務を担当してくれる者が見つからないようであるが、報酬などで金銭的に支援するのはどうか。

□報酬は各活動組織内で取り決めることとなっている。代表者で5万円、副代表で2万5千円、事務担当である会計については2万円程度である。会計が1番負担のかかる役職だが、金銭的には他の役員の中でも1番低いため、実働の日当などを支払うようお願いしている。

(4) 中山間地域等直接支払制度について

■全市町村が促進計画を策定済みであるが、交付市町村数は31。3市村については、計画はあるが交付を受けていないのか。

□日本型直接支払制度（多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度、環境保全型農業直接支払制度）に取り組むにあたって、市町村は促進計画を策定する必要がある。

3市村については、多面的機能支払制度に取り組んでいるため、促進計画は策定済みであるが、中山間地域等直接支払制度に取り組む計画にはなっていない。

■棚田地域振興活動加算における棚田等の保全に係る目標について、ドローンによる共同防除を行う際のオペレータの確保を目標としているが、指定棚田地域振興活動計画では、生産性・付加価値の向上と併せて担い手の確保を目標に設定している。

担い手の確保は、ハードルが高い目標と思うが、担い手の確保を加算の目標に設定できないのか。

□棚田地域振興活動加算に取り組む予定である本山町の吉延集落では、新規就農者の確保が見込まれており、加算の目標として設定することは可能であるが、棚田等の保全に係る目標は1項目以上の設定が要件であるため、ドローンによる共同防除を目標としている。

■体制整備のための前向きな活動を行う場合の要件である集落戦略の作成については、農業者を含めた地域全員で地域の将来像などを話し合ったうえで取りまとめることが必要と思うが、集落戦略の様式は、選択形式が多く容易に作成できる内容となっている。

どのような手順で集落戦略を作成べきと考えているのか、また、話し合いの調整等を誰が担うことになるのか。

□地域の将来像などを地域の方で話し合ったうえで作成すべきと考えている。話し合いの単位としては、自治会単位などで協定参加者が中心になるが、女性の意見を取り入れて進めることを検討する必要もある。

話し合いの調整役としては、市町村の担当者になってくると思う。市町村担当者の熱意や調整役としての能力、慣れなどにより、市町村間で差が出てくるが、国から手順書が示される予定であり、手順書に基づき進めてもらうことになる。

様式については、ご指摘のとおり、選択形式が多いなど平易な様式である。地域にとっては、取り組みに対するハードルが下がった面はあると思うが、該当する項目を選択して完成では、単なる紙の戦略になってしまうので、いかにして実効性が確保できた集落戦略にしていくのか、この点が課題であると考えている。

■地域の皆さんで話し合いが行われたうえで、実効性がある集落戦略が作成され、集落戦略に基づいた活動が実施されれば素晴らしいことだと思う。

一方で、簡略化された様式であるので、一部の人達だけで作成され、地域の方の大半に戦略が共有されていないでは残念なことになってしまう。市町村の担当者の方には、この点を理解していただき、また話し合いに係る手順書を県から示してもらいたい。

多くの協定を抱えている市町村にとっては、大変な事務量になると思うが、充実した話し合いが行われることを期待している。

■指定棚田地域に指定されている地域が示されたが、高知県内で指定棚田地域に指定できる地域は他にもあると思うが、これだけなのか。

□市町村に対して昨年度から周知をしており、現在までに手が上がったのが嶺北地域の3町のみである。他にも指定できる棚田が存在する市町村には、個別に対応している。折角できた制度であるので、充

分活用したく、市町村への推進を引き続き実施していきたいと考えている。

- 加算措置が新設されているが、取り組みが重複してはいけないといった制約があれば、活用が難しいと思うが、どういった場合に重複に該当するのか。
- 例えば、生産性向上加算と集落協定広域化加算、2つの加算に取り組むことは可能であるが、生産性向上加算にてドローンを活用した防除作業に取り組むとした場合、同じ取組内容にて集落協定広域化加算に取り組むことはできない。鳥獣害防護柵の設置など、他の取組内容を考えてもらう必要がある。
- 集落戦略の作成について、作成様式が選択方式であることに違和感を感じる。地域の方々が膝つき合わせて話し合いを行い、地域の将来像を考えてもらうように誘導していくことが重要であると思う。県の方でリーダーシップを取って、市町村と連携して実効性のある集落戦略の作成を目指してほしい。
- 実効性のある集落戦略が作成できるように、国において検討会を立ち上げ、市町村職員向けの手順書の作成に向けて、高知県を含めた5県と農林水産省で現在検討を行っている。手順書が完成すれば、手順書を活用した市町村職員向けの研修会の開催を予定している。また、来年度には、外部の講師を地域に派遣できるような仕組み作りを確立したいと考えている。
- 全集落において、地域の将来について話し合いを行うことができればと思う。自治会の総会のような各世帯の代表者のみの参加ではなく、地域の女性、お年寄り、若い方など皆が参加し、自分達の集落の将来を考えることで、地域づくりにつながっていくことを期待している。集落戦略の作成が、そのきっかけとなるように、ぜひリーダーシップをとってほしい。